

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

さいたま家庭裁判所

- 1 さいたま家庭裁判所（支部及び出張所含む）に照会できるのは、**被相続人の最後の住所**が埼玉県内にあった場合だけです。

さいたま家庭裁判所本庁、各支部及び出張所の管轄区域は、本書末尾の管轄一覧表のとおりです。被相続人の最後の住所に応じて管轄の庁に照会してください。

なお、最後の住所は、被相続人の住民票除票又は戸籍の附票で確認してください。

- 2 照会ができる方（照会者）は、次に該当する方に限られます。

- (1) 相続人
- (2) 利害関係人（債権者等）

- 3 照会に当たっては、**照会書、被相続人等目録及び添付書類**（4を参照してください）を提出してください。

なお、照会に手数料はかかりません。

- 4 照会の際に必要な添付書類は以下のとおりです。

ただし、例外的にさらに他の資料の提出を求める場合もあります。

- (1) 照会者が**相続人**の場合

① 被相続人の住民票除票又は戸籍の附票

住民票除票は、必ず個人番号（マイナンバー）の表示のないものを提出してください。

なお、住民票及び戸籍の附票が既に廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所が照会先の管轄区域内であった旨の上申書を提出してください。

② 照会者と被相続人の戸籍謄本（及び照会者と被相続人の関係が分かる戸籍謄本）

戸籍謄本のうち、照会者のものについては発行から3か月以内のものを提出して下さい。

なお、提出していただいた戸籍謄本だけでは、照会者と被相続人の関係が分からない場合は、その関係が分かる戸籍謄本を別途提出していただくことになります。

③ 照会者の住民票（本籍地の表示のあるもの）

住民票は、必ず個人番号（マイナンバー）の表示のないものを提出してください。

④ 相続関係図

⑤ 委任状(代理人に委任する場合のみ)

この照会において、代理人になれるのは弁護士のみです。

⑥ 返信用封筒と返信用切手(郵送での返送を希望する場合のみ)

(2) 照会者が債権者等の**利害関係人**の場合

① 被相続人の住民票除票又は戸籍の附票

住民票除票は、必ず個人番号(マイナンバー)の表示のないものを提出してください。

なお、住民票及び戸籍の附票が既に廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所が照会先の管轄区域内であった旨の上申書を提出してください。

② 被相続人の戸籍謄本

③ 利害関係の存在を証明する書面の写し

金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、債務名義の写し、その他債権の存在を証する書面を提出してください。

なお、同書面記載の被相続人の住所と住民票記載の住所が異なる場合、別途被相続人の戸籍の附票等により住所の変更を疎明していただくことがあります。

④ 資格証明書又は商業登記簿謄本(法人の場合のみ)

⑤ 照会者の住民票(個人の場合のみ)

住民票は、必ず個人番号(マイナンバー)の表示のないものを提出してください。

⑥ 相続関係図

⑦ 委任状(代理人に委任する場合のみ)

この照会において、代理人になれるのは弁護士のみです。

⑧ 返信用封筒と返信用切手(郵送での返送を希望する場合のみ)

5 調査対象期間は、以下のとおりです。**さいたま家庭裁判所の各庁で調査対象期間が異なりますのでご注意ください。**

なお、照会日から30年以上前に被相続人が死亡している場合には、照会に応じられないことがあります。

(1) 本庁、越谷支部、川越支部、秩父支部

① 被相続人の死亡日が平成12年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。

② 被相続人の死亡日が平成11年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日から、それぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

(2) 熊谷支部、久喜出張所

- ① 被相続人の死亡日が平成18年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。
 - ② 被相続人の死亡日が平成17年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日から、それぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。
- (3) 飯能出張所
- ① 被相続人の死亡日が平成19年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。
 - ② 被相続人の死亡日が平成18年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日から、それぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

※本件照会の回答結果に基づいて受理証明書を申請する場合には、相続人1人につき1通150円分の収入印紙が必要になります(ただし、限定承認の場合は相続人の人数にかかわらず1通150円分です。)

なお、受理証明書の申請については、有無照会の審査と異なり、さらに添付書類が必要となる場合があります。

管轄一覧表

	管轄区域	送付先等
本 庁	さいたま市, 蕨市, 戸田市, 朝霞市, 志木市, 和光市, 新座市, 川口市, 鴻巣市, 上尾市, 桶川市, 北本市, 蓮田市, 北足立郡	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-45 さいたま家庭裁判所 家事訟廷記録係 TEL:048-863-8844
越谷支部	越谷市, 春日部市, 草加市, 八潮市, 三郷市, 吉川市, 北葛飾郡	〒343-0023 越谷市東越谷9-2-8 さいたま家庭裁判所越谷支部 TEL:048-910-0132
川越支部	川越市, 富士見市, 坂戸市, 鶴ヶ島市, ふじみ野市, 所沢市, 狭山市, 入間市, 入間郡のうち三芳町, 比企郡のうち川島町	〒350-8531 川越市宮下町2-1-3 さいたま家庭裁判所川越支部 TEL:049-273-3036
熊谷支部	熊谷市, 行田市, 東松山市, 羽生市, 本庄市, 深谷市, 児玉郡, 大里郡, 比企郡のうち滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町・吉見町, 秩父郡のうち東秩父村	〒360-0041 熊谷市宮町1-68 さいたま家庭裁判所熊谷支部 TEL:048-500-3113
秩父支部	秩父市, 秩父郡のうち横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	〒368-0035 秩父市上町2-9-12 さいたま家庭裁判所秩父支部 TEL:0494-22-0226
久喜出張所	久喜市, 加須市, 幸手市, 白岡市, 南埼玉郡	〒346-0016 久喜市久喜東1-15-3 さいたま家庭裁判所久喜出張所 TEL:0480-21-0157
飯能出張所	飯能市, 日高市, 入間郡のうち越生町・毛呂山町, 比企郡のうち鳩山町	〒357-0021 飯能市大字双柳371 さいたま家庭裁判所飯能出張所 TEL:042-972-2342